

経 済 産 業 省

官 印 省 略
20210910製局第2号
令和3年9月22日

一般社団法人日本ジュエリー協会 会長

経済産業省製造産業局長

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について

上記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長から令和3年9月9日付け警察庁丙組組企発第232号、警察庁警備局長から令和3年9月9日付け警察庁丙備企発第153号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

警察庁によると、当該要請の趣旨は、外務大臣が令和3年9月9日付け外務省告示第301号により、国家公安委員会委員長が令和3年9月9日付け国家公安委員会告示第50号によりタリバーン関係者等のリストの改正（別表）を行ったところ、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下、犯罪収益移転防止法）第8条に基づく疑わしい取引の届出義務を徹底されたいというものです。

ISIL及びその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について、犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行の徹底を求めるものです。

なお、最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、タリバーン関係者等との一定の取引について、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）等の規定が遵守されるよう、貴会会員に対し一層の周知徹底をお願いいたします。

機 密 性 1

警察庁丙組組企発第 232 号
警察庁丙備企発第 153 号
令和 3 年 9 月 9 日

経済産業省製造産業局長 殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部長
警 察 庁 警 備 局 長

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について（要請その 149）

このたび、別添のとおり「国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件」（令和 3 年 9 月 9 日付け外務省告示第 301 号）及び「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき、名簿から抹消された公告国際テロリストを公告する件」（令和 3 年 9 月 9 日付け国家公安委員会告示第 50 号）により資産（財産）凍結措置等の対象となる者の一部が改正された。

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引については、これまでも、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）に基づき、顧客等の取引時確認等や疑わしい取引の届出の履行の徹底が図られ、また、タリバーン関係者等との一定の取引は外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成 26 年法律第 124 号。以下「国際テロリスト財産凍結法」という。）により規制されているところである。最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、宝石商に対し、この度の改正内容を周知していただくとともに、I S I L その他のイスラム過激派組織やその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行が徹底され、また、タリバーン関係者等との一定の取引について国際テロリスト財産凍結法等の規定が遵守されるよう、よろしくお取り計らい願いたい。

象と件名・タリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件の措置の対

○外務省告示第三百一十一号

平成十三年外務省告示第三百三十二号及び令和三年外務省告示第二百

十六号を含む関連の告示に關し、国際連合安全保障理事会決議第千二百

十七号、第九百八十八号、第九百八十九号及び第六日に行つた決定

等に基づき設立された各理事会委員会が令和三年九月六日に行つた決定

第八(c)、第一千三百九十号2(a)、第一千九百八十八号1(a)、第一千三

百八十九号1(a)に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を次のよ

うに改正する。外務大臣 茂木 敏充

に次の表により、改正前欄及び改正後欄に「対象規定」という。は、当該対象規定

を二重の線に付し、掲げられたものように改める。

改正後欄に掲げられたものように改める。

を二重の線に付し、掲げられたものように改める。

を二重の線に付し、掲げられたものように改める。

を二重の線に付し、掲げられたものように改める。

改正後	改正前
<p>(別表)</p> <p>1. ～538. [略]</p> <p><u>539.</u> <u>削除</u></p>	<p>(別表)</p> <p>1. ～538. [同左]</p> <p><u>539.</u> <u>ハリーフア・ムハンマド・トゥルキー・アル・スパイイ (別名：(a)ハリーフア・モフド・トゥルキー・アルスパイイ (b)ハリーフア・モフド・トゥルキー・アル・スパイイ (c)ハリーフア・アル・スパイイ (d)ハリーフア・トゥルキー・ビン・ムハンマド・ビン・アル・スアイイ (e)アブ・モハンメド・アル・カタリ (f)カトリナ)</u> <u>(original script : خليفة محمد تركي السبيعي) (a.k.a. : (a)Khalifa Mohd Turki Alsubaie (b)Khalifa Mohd Turki al-Subaie (c)Khalifa Al-Subayi (d)Khalifa Turki bin Muhammad bin al-Suaiy (e)Abu Mohammed al-Qatari (f)Katrina</u> <u>称号：不明</u> <u>役職：不明</u> <u>生年月日：1965年1月1日</u> <u>出生地：Doha, Qatar</u> <u>国籍：カタール</u> <u>旅券番号：(a)カタール旅券番号 1353275 (2022年6月12日失効) (b)カタール旅券番号 00685868 (2006年2月5日発行 (発行地：Doha)、2011年2月4日失効)</u></p>

<p>540. ~ 788. [略]</p>	<p><u>ID番号：カタールID番号 26563400140</u> <u>住所：Al-Waab, Qatar</u> <u>国連制裁委員会による指定日：2008年10月10日（2010年1月25日、2012年11月15日、2015年2月19日及び2021年3月23日に改訂）</u> <u>その他の情報：カタールを拠点にして、テロリストに対する資金及び便宜の提供に携わる者。アル・カーイダ(166.に指定した団体)の指導部に資金を提供し、この指導部のために行動してきた。南アジアにあるアル・カーイダの訓練キャンプへの要員移送にも携わっている。2008年1月、バーレーン高等刑事裁判所において、テロ資金提供、テロ訓練参加、テロ訓練参加のための海外渡航支援及びテロ組織所属の罪で本人不在のまま有罪判決を受けた。2008年3月、カタールにおいて逮捕された。カタールにて服役後、釈放されている。母の名前は Hamdah Ahmad Haidoos。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals</u></p> <p>540. ~ 788. [同左]</p>
------------------------	---

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○国家公安委員会告示第五十号

次の公告国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等により設置された委員会の作成する名簿から抹消されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき告示する。

令和三年九月九日

国家公安委員会委員長 棚橋 泰文

氏名 ハリーファ・ムハンマド・トゥルギー・アル・スバイイ（KHALIFA MUHAMMAD TURKI AL-SUBA
IY

（original script : خليفة محمد تركي السبيعي）

名簿に記載された年月日 2008年10月10日（2010年1月25日、2012年11月15日、2015年2月19日、
及び2021年3月23日に改訂）

名簿記載者公告番号 QI-140